

文久四年二月四日より文久四年二月五日まで

画像のボケで解釈保留

P8311081 right

取締として相詰居迄故、其通り取斗い儀の旨聞付、左得は披露有し様申し聞□段不都合にて此の方家来も申聞に伍を披露せし段、不都合の趣有し、依て其取斗は双方無之事といたし積り為□(【判読不可】) 且名札に主人の肩書無しにより、其段申談の処、以後持参の名札肩書いたし候事

○野望、風暖郊原残雪融村々桑拓談烟籠春浅田家 無

農事□伴女兒拾春(■)の■

五日子 薄晴 朝四十(撰氏四)度、昼五十五(撰氏十三)度

朝第六字時過出立、領主、徒目付兩人、同心頭耆人、各所出迎例の町奉行□市中取締の

ため物陰に

扣へ居る旨を以て名札迄途中にてさし出す、二本松野立、此辺より道路泥濘馬□を埋む、

人馬困却

極まる、八丁ノ目(丹羽領は【判読不可】也)小休宿柄不□■、尤本陣は■■なり、前同断

【判読不可】同心小頭出迎有し、且領内中

徒士目付耆人同心小頭耆人入口より出口迄、御給附添へ足輕兩人づつ同先導せり、清水町小休

P8311081 left

此辺は清水孫三郎支配所にて、同人より足輕耆人さし出し案内す、当所は■■の市躰なり、

当隣村伏■村

(福島休)入口内藤板倉内膳正家来出迎、足輕四人先導す、第一時前午休所福島に至る、小■■なれども

城下故の相応繁榮の躰にて、魚市杯有し豪商に見える□賞も有し、本陣の■営も

*1:

()内は細字双行(二行に小さい文字で二行書き)などの場合です。

□印は解読未了の文字です。私の実力ではすぐ解読できません。

【判読不可】、■は、文章の一部に汚れ、虫食い、焦点ボケにより文字が無い、不明等です。